

浦	安	市	
文	化	政	策
基	本	方	針

浦安市

はじめに



浦安に住む人々の間で世代を超えて伝えられてきた生活文化は、浦安の歴史や人々の営みを理解するための貴重な財産です。また、暮らしの中に多彩な文化芸術が息づくことは豊かなまちの実現につながるものであると考えています。

こうした地域の文化を後世に伝えていくことは、郷土浦安、ふるさと浦安に誇りと愛着を持ち、郷土愛を高めていくことにつながるものです。

一方、国では、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の著しい変化に対応するため、平成 29 年度（2017 年度）に成立した「文化芸術基本法」において、幅広い関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」を平成 30 年度（2018 年度）に策定し、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るなど、文化政策を取り巻く環境は、近年急速に変化しているところです。

こうした中で、本市におきましても文化の振興とともに、観光、経済、福祉、地域振興などの関連分野における施策と文化の連携を図ることなどを通して地域の活力を高めることを目的に、市が目指すべき文化政策の方針となる「浦安市文化政策基本方針」を策定いたしました。

この基本方針の策定にあたっては、関係団体・関係機関へのヒアリング、策定懇談会の開催、さらにパブリックコメントの実施など様々な形で、市民や有識者などにご意見を伺い、方針の中に反映してまいりました。

今後、市では、基本方針に示す考え方を、総合計画やその他関連する計画に反映するとともに、様々な取り組みに活かしてまいります。

そして、市民・事業者など多くの皆様もこの基本方針の考え方を活かし、それぞれの活動、あるいは連携した取り組みとして、文化芸術の振興・活用を推進していただくことにより、市民の皆さまにより一層愛着を持っていただける、魅力あふれるまちになっていくことを望みます。

平成 31 年（2019 年）3 月

浦安市長 内 田 悦 嗣

目 次

第1章 基本方針策定の趣旨	1
1. 基本方針策定の目的.....	1
2. 本市の概要.....	2
3. 基本方針における文化の捉え方.....	3
4. 基本方針の位置付け.....	5
5. 基本方針の期間.....	5
第2章 文化をめぐる現状と課題	6
1. 文化施策に関する国、千葉県の動向.....	6
2. 本市における文化の現状.....	8
3. 本市の文化を取り巻く課題.....	10
第3章 浦安市が目指す将来像と方針	13
1. 浦安市が目指す将来像.....	13
2. 将来像の実現に向けた方針.....	13
第4章 基本方針を進めるために	17

第1章 基本方針策定の趣旨

1. 基本方針策定の目的

市では、これまで平成17年度（2005年度）^{*}に策定した「文化振興ビジョン」に基づき、文化に関する施策を推進してきました。

そのような中、国では、平成29年度（2017年度）に「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、法律名も新たに「文化芸術基本法」となりました。文化芸術基本法は、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという考え方を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込みました。

そして、平成30年度（2018年度）に、文化芸術基本法の下、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させることなどを目指し、「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

このように、文化政策を取り巻く環境は急速に変化していることから、本市においても、文化の振興に加え、関連分野における施策との有機的な連携を図り、文化により生み出される様々な価値を、文化の継承、発展及び創造に活用・循環させながら地域の活力を高めるため、今後、市が目指すべき文化政策の方針となる「浦安市文化政策基本方針（以下「基本方針」）」を策定するものです。

※年の表記

年の表記については、平成31年（2019年）5月1日に改元することとされていますが、浦安市文化政策基本方針策定時において、新たな元号が決定されていないことから、本基本方針では「平成」を用いています。そのため、新元号に移行した後の年の表記は、新元号による年の表記に読み替えることとします。

2. 本市の概要

浦安市は東京湾の最奥部の千葉県北西部に位置し、東京湾や旧江戸川に面し、三方を海と川に囲まれたまちです。

かつては、小さな漁師まちでしたが、昭和30年代の海域汚染により、漁業の衰退が進み、昭和37年（1962年）に漁業権の一部放棄が決定され、昭和40年（1965年）に第一期埋立事業が始まりました。さらに、昭和46年（1971年）には漁業権が全面放棄され、翌昭和47年（1972年）から第二期埋立事業が始まりました。

こうした埋立事業により、行政面積は4.43km²から16.98km²へと約4倍に拡大するなか、大規模な住宅開発、鉄鋼流通基地の形成が進み、昭和44年（1969年）の営団地下鉄東西線の開通などもあり、人口が急増しました。

昭和56年（1981年）に市制施行され、昭和58年（1983年）には「東京ディズニーランド」が開園し、その周辺地域では大型ホテルが続々とオープンするなど、アーバンリゾートが形成されていきました。

昭和63年（1988年）にはJR京葉線が開通し、新浦安駅周辺では大規模な商業・業務施設、ホテルや大学が建設されるなど、住環境と都市環境が調和するまちが作られてきました。

また、平成13年（2001年）には「東京ディズニーシー」が開園、平成24年（2012年）には多目的ホール「舞浜アンフィシアター」（旧「シルク・ドゥ・ソレイユシアター東京」）がリニューアルオープンしました。

このような中、本市は、平成22年（2010年）に「国際会議観光都市」に認定されました。さらに、本市におけるホテル等客室数は、平成30年（2018年）には、11,000室を超えるとともに、ホテルでは様々な国際会議が開かれています。

一方、長い歴史が刻まれた元町地域では、神社仏閣をはじめ、船宿や屋形船、4年に一度開催される浦安三社祭などにより、漁師まちの文化が受け継がれています。

このように浦安市は、漁師まちの面影や埋立地における整然としたまち並み、そして東京ディズニーリゾートをはじめとしたアーバンリゾートなど、コントラストのある魅力あるまちとして発展を続けています。

3. 基本方針における文化の捉え方

基本方針では、文化芸術基本法及び関連する法律、文化芸術推進基本計画などの国の動向、そして、千葉県の条例制定などの動向、さらには、本市における文化の現状等を踏まえ、文化をつぎのように捉えることとします。

(1) 文化芸術

文化芸術は豊かな人間性を涵養し、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。さらに、文化芸術は、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。

この基本方針における文化芸術の範囲は、文化芸術基本法において例示されたもの（表1参照）の他に、「古くから行われている神社を中心とした地域の祭礼、自治会のような地縁による団体が行う祭り、地域振興を目的に新たに近年形成されてきた祭り」と「地域に伝わる方言である浦安弁」を加えることとします。

【文化芸術基本法第3章「文化芸術に関する基本的施策」における例示まとめ】 表1

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等の伝統的な芸能
その他の芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化財等	有形無形の文化財・保存技術等

※「文化芸術」

「芸術文化」よりも「文化芸術」という用語の方が文化の範囲を広く捉えられることから、基本方針では、文化芸術基本法と同じく「文化芸術」を用いています。

(2) 市民文化

市民文化は、市民の自発的なまちづくりの活動により醸成されるコミュニティのように、市民生活全般にかかわる有形無形の活動の集積として生まれる成果であり、まちや人々の暮らしに潤いと活力を与えるものです。

市民文化については、文化芸術推進基本計画において、「文化芸術は『市民相互の理解を促進することを通して共に生きる地域社会の基盤を形成する』という価値を持つ」とされていることから、文化芸術を振興することにより、市民のまちへの愛着と市民のまちづくり活動への自発的な意識と行動が高まることで、さらに醸成されるものと考えられます。

(3) 都市文化

都市文化は、本市の表情豊かな景観のように、市民文化を土台として、市・市民・事業者の連携によって生まれる成果であり、浦安市を特徴づけるものです。

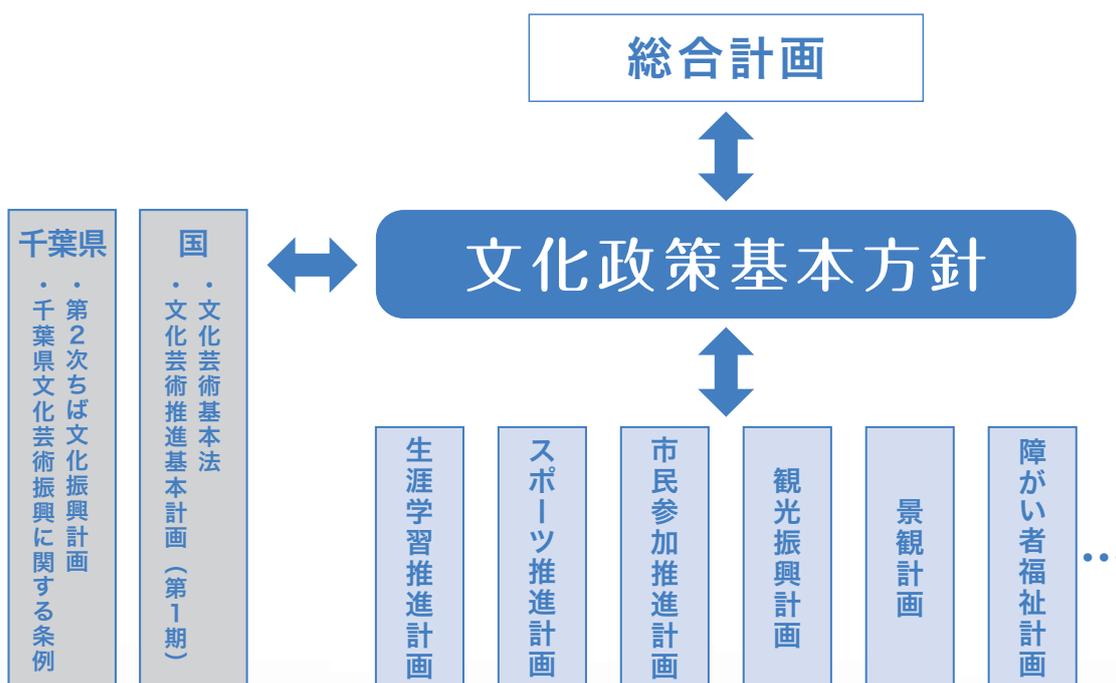
また、都市文化には、文化芸術の活用から市民文化がさらに醸成されて、新たな文化として生まれるものも含まれます。

都市文化については、文化芸術推進基本計画において、「文化芸術は『地域社会の基盤形成』と『新たな需要や高い付加価値の創出と質の高い経済活動の実現』という価値を持つ」とされていることから、文化芸術を、多様な主体の連携・協力により振興するとともに、文化芸術の活用を推進することにより、さらに醸成されるものと考えられます。



4. 基本方針の位置付け

基本方針は、本市において総合的な文化政策を推進するため、文化に関する国の法律や計画、千葉県の条例や計画と連携を図るとともに、総合計画との整合や個別計画との連携を図ります。



5. 基本方針の期間

基本方針の期間は、平成31年度（2019年度）～平成40年度（2028年度）の10年間とします。

計画など		年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
国	文化芸術推進基本計画(第1期)		→										
県	第2次ちば文化振興計画		→										
市	総合計画		→										
	文化政策基本方針		←→										

第2章 文化をめぐる現状と課題

1. 文化施策に関する国、千葉県の動向

(1) 国

①改正・文化芸術基本法

国では、平成29年(2017年)6月に「文化芸術振興基本法」の改正が行われ、法律名も新たに「文化芸術基本法」となりました。今回の改正は、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用・循環させ、文化芸術立国の実現を目指すために行われたものです。

また、同法では、政府が定める「文化芸術推進基本計画」とあわせて、地方公共団体に「地方文化芸術推進基本計画」を策定することを期待しています。(努力義務)

【文化芸術基本法における主な基本理念の改正内容】

- ①「年齢、障がいの有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞などができる環境の整備
- ②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成
- ③児童生徒などに対する文化芸術に関する教育の重要性
- ④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

②文化芸術推進基本計画(第1期)

文化芸術基本法の規定に基づき、政府は文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画(第1期)」を平成30年(2018年)3月に閣議決定しました。(計画期間:平成30年度(2018年度)~平成34年度(2022年度))

本計画では、文化の本質的及び社会的・経済的価値を文化の継承、発展及び創造に活用、好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指しています。

■文化の本質的価値

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育み、人間らしく生きるための糧となる
- ・自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てる

■文化の社会的・経済的価値

- ・他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる地域社会の基盤を形成する
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現する
- ・人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献する
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となる

③その他関連する法律

「劇場、音楽堂などの活性化に関する法律（劇場法）」（平成 24 年（2012 年））、「文化経済戦略」（平成 29 年（2017 年））、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」（平成 30 年（2018 年））、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（平成 30 年（2018 年））、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（改正・文化財保護法）」（平成 31 年（2019 年））など、文化の社会的・経済的価値の活用を促進する環境整備が進展しています。

④ SDGs 推進に向けての動向

平成 27 年（2015 年）に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」として、質の高い教育や、住み続けられるまちづくりなど、17 のゴール（目標）が掲げられました。

また、SDGs においては、文化的多様性に関する教育や、災害に対して強靱（レジリエント）な都市づくりなど、169 のターゲットが掲げられています。

国は、国際協力をもとより国内の様々な分野の課題に対応するため、平成 28 年（2016 年）に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、SDGs の目標達成に向けて、毎年策定する「SDGs アクションプラン」に基づきながら、取り組みを進めています。

（2）千葉県

千葉県文化芸術振興に関する条例

千葉県においては、文化芸術を将来へ継承していくことや、新たな文化芸術の創造・発信などが求められているという背景から、千葉県議会議員により提案された「千葉県文化芸術振興に関する条例（以下「条例」）」が、平成 30 年（2018 年）9 月定例県議会で成立し、同年 10 月に公布、施行されました。

条例の基本理念には、文化芸術基本法と同様、文化芸術活動を行う者の自主性、創造性などが尊重されることや、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携などが含まれています。

また、文化芸術に関する情報発信や、県民が鑑賞や活動などを行う機会の充実などの施策が条例に掲げられています。

2. 本市における文化の現状

(1) 文化芸術

①歴史・伝統文化

市内には県指定5件（有形4・無形1）、市指定24件（有形21・無形3）の計29件の指定文化財をはじめ、漁師まちだった頃からの神社仏閣や建造物、石造物などが保存されています。

また、浦安三社祭などの行事、ふうかし（あさりの味噌汁）やあさりご飯、ぼったらなどの食文化、浦安の方言である浦安弁などが市民生活の中で受け継がれています。

さらに、郷土博物館では、各種の木造船、舟大工道具、漁具、農具、生活用具など、当時の暮らしを表す資料が約3万点収蔵されています。また、市民ボランティアの協力を得ながら、市立小学校で必須となっている郷土学習を始めとする多くの来館者への対応、貝むきや海苔すき、投網、べか舟（造船及び乗船）など漁業にまつわる技術、浦安囃子や浦安のお洒落踊りなどの伝統芸能を保存・継承する取り組みを展開しています。

②文化施設・社会教育施設

市では、文化会館、市民プラザ、音楽ホール、7つの公民館、図書館、郷土博物館のように、文化施設と社会教育施設の整備を進めてきました。

平成29年度（2017年度）に行った市政に関する市民意識調査における「浦安の住みやすい点」では、「文化施設と社会教育施設が利用しやすいこと」は設問項目の上位に位置するなど、これらの施設に対する市民の満足度は高いと考えられます。

③文化芸術の活動

文化施設や社会教育施設では、幼児から高齢者まで幅広い世代の市民が、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の提供を積極的に行っています。

そのような中、図書館については、平成28年度（2016年度）の市民一人当たりの貸出冊数が同規模人口の自治体で最多、そして同年度、レファレンス（参考調査）件数が県内最多であったことをはじめ、いずれの施設も市民に活発に利用されるとともに、施設が行う主催事業にも多くの市民が参加しています。また、市内では、サークルなどの団体をはじめとする市民の文化芸術活動が活発に行われています。

さらに、公共施設に、絵画、彫刻、モニュメント、書、陶芸などの美術品を設置したり、市役所や文化会館のロビーでコンサートを開催するなど、市民が身近な場所で文化芸術に触れられる機会づくりを進めています。

(2) 市民文化

本市では、明治時代の大火をきっかけに、市民が主体的に夜間路上禁煙運動を毎年実施してきています。また、三方を海と川に囲まれている地理的な関係からも、古くから市民による防災などの安全・安心のための取り組みが行われてきました。

また、市では、昭和50年代以降からの人口の急増に伴い、自治会の活動への支援など、ふるさとづくりを推進する施策を積極的に進めてきましたが、それとともに、自治会では、防犯・防災・環境美化に関する活動や、盆踊りや餅つきのような交流イベントなどが活発に展開されています。

また、浦安市花火大会や浦安市民まつりのように、地域を越えた市民の交流を促進するイベントも、多くの団体の運営への参加のもと盛んに行われています。

さらに、文化施設や公民館、スポーツ施設では、市民が様々な文化活動やスポーツを楽しんでおり、活動を通して市民相互の交流が広がっています。

市におけるふるさとづくり推進などに関する施策の推進に伴い、市民意識調査で「浦安に愛着や親しみを感じている」人の割合が、昭和54年度（1979年度）の67.5%から平成22年度（2010年度）には74.9%に高まっていることや、自治会数も平成30年度（2018年度）には83となり、それぞれで活発に活動が行われていることなどからも、市民の郷土愛とコミュニティの醸成が図られています。

(3) 都市文化

埋立による開発が進むなか、本市では、市、事業者、市民の連携・協力のもと、まち並みの整備と維持・保全の取り組みが行われており、三方を水に囲まれた環境を活かした親水性の高い公園や道路の整備、建築物や道路の計画的なデザインなどを通して、表情豊かな景観を醸成しています。

また、近年では、東京ディズニーランドでの成人式の開催や、企業による児童・生徒の社会見学の受け入れ、まちの清掃活動、さらには、市内の中学・高校・大学の学生・生徒などによる地域での社会貢献活動が活発になっているように、市・市民・事業者の連携・協力による地域のために行う取り組みは広がりを見せています。

さらに、市内で映画・ドラマ・コマーシャルなどの撮影が行われたり、国際会議の参加者が郷土博物館などで歴史や伝統文化を体験するなど、景観を含む文化の観光、経済など他分野での活用が進んでいます。

このような多様な主体の活動と連携による取り組みが、市民のまちへの愛着を高めることや、まちのイメージアップにも寄与していることが考えられます。

3. 本市の文化を取り巻く課題

(1) 歴史・伝統文化の保存・継承の必要性

漁師まちだったころの歴史・伝統文化を伝えることができる市民が減少している中、歴史・伝統文化を伝えることができるボランティアを育成する事業を充実させることや、後継者育成に困難を抱えている歴史・伝統文化を保全・継承する団体への支援のあり方を検討することの必要性が高まっています。

また、市立小学校では郷土博物館で郷土の歴史や文化について学習する機会を持っており、今後も、子どもたちの歴史・伝統文化への理解と関心を高めるとともに郷土愛を育んでいくため、このような取り組みを継続する必要があります。

さらに、今後は、埋立後に培われてきた歴史と文化の情報や資源について、収集と整理・保存、そして展示などに向けた取り組みを進めることが必要です。

(2) 市民が文化芸術に触れられる機会の拡充の必要性

市民意識調査では、文化芸術を体験した市民の割合はさほど高くはないことから、市民が身近に文化芸術を鑑賞・体験、創造・発表できる機会づくりを、さらに進めることが必要です。

また、少子高齢化やライフスタイルの変化とともに、文化芸術活動を行う団体の基盤がぜい弱になることが懸念される中、団体の活動への参加を促進するためにも、青少年が文化芸術の活動を体験・参加しやすい環境づくりを推進することが必要です。

さらに、より多くの市民に対して、公共施設に設置されている美術品の情報をはじめ、本市における文化芸術に関する情報提供を充実させていくことが必要です。



浦安囃子



うらやす管弦楽フェスティバル

(3) 誰もが文化芸術に触れられる環境づくりの必要性

文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれています。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有しているとされています。

こうしたことから、これからも、子どもから高齢者までの幅広い世代、そして、障がい者や在住外国人などが生涯を通じて、等しく文化芸術に触れられる機会を享受できる環境をさらに整えていく必要があります。

(4) 文化の他分野への活用強化の必要性

本市では、近年、MICE[※]後のアフターコンベンションとして、郷土博物館における歴史・伝統文化の体験が海外からの訪問者などから好評を得るようになってきました。また、市内で映画・ドラマ・コマーシャルなどの撮影が行われるようになってきました。さらに、平成32年（2020年）に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツだけでなく文化の祭典でもあり、異文化交流や文化芸術活動の活性化が必要とされています。

そして、今後も多様化すると考えられる地域社会のニーズへの対応や、本市の観光や経済の振興、さらには地域の活性化などに向けて、文化を振興し、他分野への活用を強化していく必要があります。



東京ベイ浦安シティマラソン

※ MICE

企業などの会議（Meeting）、企業などの行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

(5) 文化芸術の振興と活用を通じた市民文化と都市文化醸成の必要性

本市では、これまで、ふるさとづくりなどの施策を推進することにより、市民の郷土愛やコミュニティの醸成を図り、市民文化を高めてきました。また、まち並みの整備と維持・保全するための取り組みをはじめ、市・市民・事業者、それぞれの取り組みと連携により進め、都市文化の醸成も図ってきました。

文化芸術は、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成や、質の高い経済活動の実現に重要な役割を持つものです。

このような役割を持つ文化芸術を、今後、コミュニティの醸成、まちの経済、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等などの分野で活用し、市民文化と都市文化のさらなる醸成を図り、市民のまちへの愛着や魅力を高めるとともに、まちの魅力を市内外に向けて、より一層発信していく必要があります。



第3章 浦安市が目指す将来像と方針

1. 浦安市が目指す将来像

基本方針では、文化芸術を活かして、市民文化と都市文化を高めながら、まちづくりを推進するため、浦安市が目指す将来像をつぎのように掲げます。

$$\text{文化} \times (\text{創造} + \text{交流}) = \text{まち} \times (\text{愛着} + \text{魅力})$$

文化の創造と文化を通じた交流を促進することにより、市民のまちへの愛着とまちの魅力を高めていきます。

2. 将来像の実現に向けた方針

本市が目指す将来像の実現に向けて、本市の文化芸術・市民文化・都市文化を源泉として、下記5つの方針に取り組みます。

- 【1】 歴史・伝統文化を保存・継承します
- 【2】 市民が文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表する機会を拡充します
- 【3】 文化芸術を通じて誰もが共生できる環境を整えます
- 【4】 文化を観光、経済、福祉、地域振興などの他分野に活かします
- 【5】 多様な主体の連携により豊かな文化を育みます

【1】歴史・伝統文化を保存・継承します

歴史と伝統文化は、市民がこれまで創造してきたことの蓄積であり、今後の創造に向けた源泉となるものです。また、まちの魅力として観光や地域の振興などにも大きな役割を果たすことが期待されます。

これからも、市民がまちの歴史と伝統文化への理解を深め、郷土愛を高められるよう、埋立以降、浦安が発展してきた経緯を含むまちの歴史や伝統文化に触れる機会の提供、文化財の調査・保護、伝統芸能・技能を伝えられる人材の育成や活用などを進め、歴史と伝統文化を保存・継承していきます。



浦安春まつり

【2】市民が文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表する機会を拡充します

文化芸術は人々の創造性を育むものです。また、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、市民が共に生きる地域社会の基盤を形成するものです。

これからも、市民が心豊かな生活をおくれるとともに、まちの魅力を高めていけるよう、文化芸術に関する情報の提供、青少年をはじめとした市民の文化芸術活動への参加を促す取り組み、文化芸術活動を行う団体への支援を進めるなど、市民が文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表する機会を拡充していきます。



しんうら駅前広場音楽祭

【3】文化芸術を通じて誰もが共生できる環境を整えます

文化芸術は、これを創造・享受する人の、年齢、障がいの有無、国籍の違いなどに関わらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。また、文化の多様性を維持することは、多文化共生社会の実現につながることも期待されます。

これからも、誰もが心豊かな生活をおくれるとともに、社会の一員として活躍できるまちになるよう、年齢、障がいの有無、国籍の違いなどに関わらず、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会や、多様な立場の市民が交流することを通して相互理解を深められる機会の創出に努めるなど、文化芸術を通じて誰もが共生できる環境を整えていきます。



茶道を通じた交流

【4】文化を観光、経済、福祉、地域振興などの他分野に活かします

文化は、「人が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と広くとらえることができ、人々の活力や創造力の源泉となるとともに、社会の成長の源泉、地域への愛着の深化、関連産業への波及効果などが期待できるものです。

これからも、まちの活力と魅力を高められるよう、漁師まちだった頃から受け継がれてきた有形・無形の文化財と歴史、そして、三方を水に囲まれた環境や美しく整備されたまち並みなどの本市の特色を活かしながら、文化を観光、経済、福祉、地域振興などの他分野に活かしていきます。



浦安三社祭

【5】多様な主体の連携により豊かな文化を育みます

文化は人と人とのつながりや、地域社会の醸成に寄与するものです。

これからも、市民のまちへの愛着とまちの魅力を醸成し、誰もが「住みたい」、「住んでみたい」と、より一層思えるまちに高めていけるよう、まちの魅力を市内外に向けて発信し、市・市民・団体・事業者・関係機関などの多様な主体の連携により豊かな文化を育んでいきます。



納涼盆踊り大会

第4章 基本方針を進めるために

基本方針に示す考え方や方針を、平成32年度（2020年度）に策定予定の総合計画、そして個別計画に反映することにより、各課・施設による着実な取り組みを推進します。

また、市民にも基本方針の考え方を広く伝えていき、市・市民・事業者など各主体の取り組みと、連携した取り組みによる文化芸術のさらなる振興・活用を通して、市民文化・都市文化を、さらにまちの魅力として高めていきます。



浦安市文化政策基本方針

発行：平成31年3月 編集・発行：浦安市 市民経済部 地域振興課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 電話：047-351-1111（代表）